

板橋区内の工業振興と活性化をめざして

板橋産連 ニュース

第1137号

2013・2・1

発行 社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131

協力 板 橋 区

FAX (3962)0133

NEWS

- ◆平成25年 新年賀詞交歓会が行われました
- ◆東基連技能講習会のご案内
- ◆経営改善特別相談窓口を開設
- ◆特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢が平成25年度から上げられます

平成25年 新年賀詞交歓会が行われました

新年恒例の賀詞交歓会が、平成25年1月18日（金）午後5時より板橋産連会館3階ホールで、103名が参加して盛大に挙行されました。

当日は、板橋区長、区議会副議長、池袋労働基準監督署長、衆議院議員、都議会議員、商店街連合会会長より、本年の抱負や経済状況、支援策等のご挨拶がありました。

また、会場は和気あいあいの交歓が長時間にわたる盛会のなか、午後7時に散会いたしました。

二十五年 新年賀詞交歓会



二十五年 新年賀詞交歓会



東基連の技能講習会案内

平成 25 年 2 月～平成 25 年 5 月

	講習会名	2 月	3 月	4 月	5 月
技能講習	★フォークリフト技能講習 (11 時間コース)	5 日(火)	5 日(火)	1 日(月)	1 日(水)
	★フォークリフト技能講習 (31 時間コース)	5 日(火)	5 日(火)	1 日(月)	1 日(水)
	★玉掛け	25 日(月)～26 日(火)	25 日(月)～26 日(火)	22 日(月)～23 日(火)	20 日(月)～21 日(火)
	★ガス溶接	21 日(木)	21 日(木)	2 日(火)	9 日(木)
	★小型移動式クレーン	—	18 日(月)～19 日(火)	—	13 日(月)～14 日(火)
	★床上操作式クレーン	12 日(火)～13 日(水)	—	15 日(月)～16 日(火)	—
	★高所作業車	—	13 日(水)	—	27 日(月)
	プレス機械作業主任者	—	—	—	—
	乾燥設備作業主任者	—	—	—	—
	はい作業主任者	27 日(水)～28 日(木)	—	—	7 日(火)～8 日(水)
	土木加工用機械作業主任者	—	—	—	—
	★酸欠・硫化水素作業主任者	12 日(火)～13 日(水)	5 日(火)～6 日(水)	9 日(火)～10 日(水)	14 日(火)～15 日(水)
	有機溶剤作業主任者	7 日(木)～8 日(金) 27 日(水)～28 日(木)	18 日(月)～19 日(火)	2 日(火)～3 日(水) 25 日(木)～26 日(金)	20 日(月)～21 日(火)
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	21 日(木)～22 日(金)	21 日(木)～22 日(金)	16 日(火)～17 日(水)	1 日(水)～2 日(木) 27 日(月)～28 日(火)
	石棉作業主任者	7 日(木)～8 日(金)	18 日(月)～19 日(火)	23 日(火)～24 日(水)	29 日(水)～30 日(木)
	鉛作業主任者	—	—	—	—
特別教育	★研削といしの取替え等 (自由研削)	25 日(月)	25 日(月)	5 日(金)	14 日(火)
	研削といしの取替え等 (機械研削)	—	—	—	—
	★アーク溶接	18 日(月)～19 日(火)	18 日(月)～19 日(火)	8 日(月)～9 日(火)	7 日(火)～8 日(水)
	★高所作業車特別教育	12 日(火)	—	9 日(火)	—
	★低圧電気取扱	4 日(月)	4 日(月)	15 日(月)	27 日(月)
	高圧又は特別高圧電気取扱	21 日(木)～22 日(金)	25 日(月)～26 日(火)	25 日(木)～26 日(金)	22 日(木)～23 日(木)
	粉じん作業	—	—	—	24 日(金)
	ダイオキシン類	—	5 日(火)	—	27 日(月)
石棉使用建築物等解体	—	—	—	—	
受験講習	第 1 種衛生管理者	18 日(月)～21 日(木)	11 日(月)～14 日(木)	2 日(火)～5 日(金)	7 日(火)～10 日(金)
	第 2 種衛生管理者	18 日(月)～20 日(水)	11 日(月)～13 日(水)	2 日(火)～4 日(木)	7 日(火)～9 日(木)
	特例 1 種衛生管理者	21 日(木)	14 日(木)	4 日(木)～5 日(金)	9 日(木)～10 日(金)
	衛生管理者模擬試験	—	4 日(月)	—	—
	エックス線作業主任者	25 日(月)～26 日(水)	—	—	—

	講習会名	2月	3月	4月	5月
その他	職長教育	5日(火)～6日(水)	11日(月)～12日(火)	18日(木)～19日(金)	22日(水)～23日(木)
	安全衛生推進者養成講習	25日(月)～26日(火)	25日(月)～26日(火)	16日(火)～17日(水)	20日(月)～21日(火)
	衛生推進者養成講習	12日(火)	27日(水)	8日(月)	13日(月)
	安全管理者選任時研修会	18日(月)～19日(火)	21日(木)～22日(金)	23日(火)～24日(水)	29日(水)～30日(木)
	衛生管理者能力向上教育	—	—	—	—
	危険予知訓練(KYT)研修会	4日(月)	4日(月)	5日(金)	10日(金)
	★携帯用丸のご盤 安全教育	27日(水)	11日(月)	22日(月)	20日(月)

- 1.各月の枠内の数字は、講習日です。講習日の△印は受付未定、無印は受付中です。
- 2.定員になり次第締切ります。×印は締切っています。(締切状況は1月25日現在)
- 3.★印の講習日は学科講習日であり、実技講習は学科講習修了者に対して別途実施します。
- 4.講習会場は原則として東京労働基準協会連合会講習会場(江戸川区中央1-8-1内宮ビル・JR新小岩駅より徒歩17分)です。
- 5.太字斜体は別会場です。詳しくはお問合せ下さい。

※ 申込み 本会事務局 ☎(3962) 0131 または(社)東京労働基準協会連合会 ☎(5678) 5556 までお問合せの上お申込み下さい。

「経営改善特別相談窓口」を開設 金融円滑化終了を見据え、専門家チームが経営を全力サポート

中小企業等の資金繰りや経営の安定化を図る目的で制定された「中小企業金融円滑化法」が3月末日で終了になります。

板橋区では、「中小企業金融円滑化法」の期限到来を前に、区内事業者の不安解消を図るため、「経営改善特別相談窓口」を区立企業活性化センター内に開設いたします。相談窓口では、区内中小企業の経営戦略の見直しや金融機関との交渉など、自社のノウハウだけでは解決が難しい課題の解決に向け、専門家がサポートします。具体的には、区内金融機関と連携した資金繰り支援をはじめ、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士等の専門家チームによる経営改善サポートなど、事業者の皆さんの経営状況に応じた最善の支援策を一緒に考えていきます。

相談者の個人情報や相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

- ◆対象 区内で事業を営む中小企業等の経営者・個人事業主
- ◆開設期間 平成25年2月1日(金)から当分の間
- ◆受付時間 9時～19時 年末年始を除き原則無休
- ◆申込・問 電話またはEメールで事前予約(1月28日(月)から受付開始)
板橋区立企業活性化センター(板橋区舟渡1-13-10 アイタワー2階)
電話 03-5914-3145
E-mail: info@itabashi-kigyou.jp
- ◆費用 無料

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢が平成25年度から引上げ

老齢厚生年金は従来、60歳から支給されてきました。しかし、厚生年金の制度が発足した時代に比べ、国民の平均寿命が飛躍的に伸びた一方、少子化により高年齢の年金を支える現役世代の負担が増えています。そのような中で、保険料の負担と年金の給付のバランスを確保するため、平成12年に年金制度が見直され、老齢厚生年金の受給開始年齢も老齢基礎年金と同じ65歳に引き上げられました。

ただし当分の間は、65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」を支給し、その受給開始年齢が3年ごとに一歳ずつ段階的に引き上げられています。(表参照)

この特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間に応じて決まる「定額部分」と、加入期間と加入期間中の報酬に応じて算出される「報酬比例部分」の2階建てになっており、「報酬比例部分」の受給開始年齢の引上げが、男性の場合は平成25年度から平成37年度にかけて、女性の場合は平成30年度から平成42年度にかけて、段階的に行われていきます。

		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性の場合	女性の場合	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)					
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日生	昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日生	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 平成25年度から、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢が段階的に引き上げ※女性は平成30年から </div>					
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日生	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日生						
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日生	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日生						
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日生	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日生						
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日生						
昭和36年4月2日 以降に生まれた方	昭和41年4月2日 以降に生まれた方						

※「繰上げ請求」をすれば、受給開始年齢前でも60歳から年金の受け取りが可能
老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上げられた方でも、60歳から早めに年金を受けたいという場合には、「繰上げ請求」の制度があります。年金事務所で「繰上げ請求」の手続きをすることによって、受給開始年齢前でも60歳以降であれば、老齢厚生年金を繰り上げて受け取ることができます。ただし、老齢基礎年金と併せて繰り上げ請求が必要※老齢厚生年金のみを繰り上げることはできません。また、年金額は、本来の受給開始年齢で受け取る金額より、繰上げ請求日から本来の受給開始日までの月数ごとに0.5%減額
※減額率は生涯変わらず、65歳以降に受け取る年金にも適用されます。